

第3章 堤防及び重要水防箇所の巡視並びに 水門（樋門）等の操作

第1節 堤防巡視

遠野市長は、第7章の気象状況の通知を受け、かつ、水防団待機水位に達し、なお増水の兆しがある場合、又は市内に震度4以上の地震が発生し、水災の危険が予想される場合は、警戒動員を配置し、別表4水防担当区域一覧表（P35）により全線にわたり哨警班及び堤防保護班を設置し、巡視警戒を行うとともに常時連絡を保ち、水防上危険と認められる箇所がある場合、直ちに市水防本部にその程度を連絡して必要な措置を求めるものとする。

なお、哨警班及び堤防保護班の出動は別に定める動員計画によるものとする。

第2節 重要水防区域及び警戒区域

市内の重要水防区域及び警戒区域は、別表5重要水防区域及び警戒区域一覧表（P37）のとおりとする。

第3節 重要水防箇所

市内河川の内、特に危険と認められる箇所を重要水防箇所とし、別表6重要水防箇所一覧表（P38）のとおりとする。

第4節 重要水防箇所巡視

水防隊長は、河川の状況により、重要水防箇所の巡視警戒を厳重にし、水防体制を整えるものとする。

第5節 その他の区域

塚沢川流域、和山川流域、赤沢川流域、小友川流域、家老沢川流域の区域をその他の水防区域とする。

第6節 樋門、樋管及び水門の箇所並びに監視員

- 1 樋門、樋管及び水門の監視のため、監視員を置く。その監視員は、樋門、樋管及び水門を管理するものがあたる。
- 2 県から管理委託を受けている樋門、樋管及び水門は、別表7管理委託河川水門等

箇所一覧表（P40）のとおりとする。

第7節 樋門、樋管及び水門の操作

監視員は、樋門、樋管及び水門箇所の小河川、下水溝の増減水の状況により、管理者の指示により処置を講ずるものとし、開閉の都度市水防本部に通報するものとする。

ただし、急を要する場合は、監視員において臨機の処置を講じなければならない。
なお、市水防本部では、遠野土木センターへ通報するものとする。